

# 文教福祉常任委員会会議録

令和4年3月1日

寒川町議会



出席委員 岸本委員長、橋本副委員長  
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、  
横手委員  
佐藤（一）議長

説明者 三橋健康福祉部長、原田保険年金課長  
大澤教育長、水越教育施設給食課長、栢沼主査、井上主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第19号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
2. 議案第26号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
3. 議案第18号 寒川町立学校施設使用条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより、文教福祉常任会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案3件でございます。次第のとおり議案の審査を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第19号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 おはようございます。それでは、これより健康福祉部から2件の審査をお願いいたします。

まずは、付託議案の1つ目、議案第19号 寒川町健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてお願いいたします。説明は、原田保険年金課長から行います。よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 おはようございます。それでは、議案第19号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。先日の本会議での部長の説明と重複いたしますが、本案件は、昨年の12月会議で議決いただきました、未就学児に係る均等割保険料を軽減するという一部改正条例につきまして、その端数処理に関わる規定の改正をするものであります。

それでは、具体的な内容につきまして、タブレット資料の01-2、参考資料、未就学児均等割軽減の

端数処理に関わる規定の改正をご覧ください。

今申し上げたことが、1の改正の概要に記載してあります。12月時点での条例文は、厚生労働省による条例参考例に基づき作成したものでしたが、今回、厚生労働省から修正という表現で通知が届いたことにより、条例改正するものであります。

来月、4月1日の改正条例施行日の前に一部改正を行うものであるため、条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

では、2の改正の内容をご覧ください。

改正前の現行では、未就学児に係る均等割額は、被保険者均等割額に10分の5を掛けたものとなっております。このイメージ図で申し上げますと、この白い部分、水色の下の部分、白い部分がそれぞれの10分の5、半分にしたものというものになっております。ここで問題となるのが、計算の過程で10円未満の端数が出た場合は、ほかの条文を準用し引き上げることとなっているのですが、場合によっては10分の5を超えてしまうということになってしまいます。

そこで、改正後は、被保険者均等割額に10分の5を掛けたものを被保険者均等割額から差し引いたもの、それが未就学児に係る均等割額となっております。下の改正後のイメージ図で申し上げますと、今度は水色の部分がそれぞれの10分の5を掛けたもの、それを差し引いた白い部分が未就学児に係る均等割額ということになります。ここで計算の過程で10円未満の端数が出た場合でも、水色の部分で切上げますので、差し引かれた白い部分は10分の5を超えることはないということになります。

以上が、今回の改正の中心となる内容で、これに伴い、既存の条文の準用規定や、あとは読替規定等を整理しております。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

タブレット資料の01-3、参考資料、新旧対照表をご覧ください。

表題の頭に説明用と入れておりますが、これは議案の新旧対照表を加工し、今回変更する部分にのみ下線を引いたものになります。まず、第20条の3第1項は、先ほどイメージ図でご説明いたしました内容で、現行のほうでは、被保険者均等割額に10分の5を掛けたもの、乗じて得た額ということになっておりますが、改正案では、被保険者均等割額から被保険者均等割額に10分の5を掛けたものを控除した額となっております。端数の切上げはここでいきますので、括弧書きで入っております。

次の2、第2項ですが、第16条第2項による端数の切上げは第1項の括弧書きに入れましたので、ここからは削除しているという状態になっております。

次の3、第3項は、その前の第1項と第2項が、保険料のうちの基礎賦課額の減額について述べているものを後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用し読み替える規定となっておりますので、第1項、第2項の変更内容に合わせて加えております。

次の4の4項の前に、青色の点線を入れましたが、その4項から6項が、変更の内容の流れとして、今の第1項から第3項と同様となっております。その上で、第20条に規定する減額、先ほどのイメージ図の左側にありました7割、5割、2割の低所得者軽減に、さらに未就学児軽減をする内容について述べております。

まず、第4項は、現行では、次のページになりますが、新旧対照表の次のページ、7割、5割、2割

の控除した額に10分の5を掛けた額を出すところまでで、端数の切上げに関しては、次の第5項に準用規定として示されており、この表現ですと、第1項のように、均等割額として算出した額自体を端数処理することになります。それで改正案では、まず(1)第1号で、7割、5割、2割軽減をした額を示し、(2)のこの第2号で、軽減された額に10分の5を掛けて端数処理も行った額を示し、前のページに戻りますが、今の第1号から第2号を差し引いた額、これを未就学児軽減がされた額としております。

次の第5項は、第16条第2項の内容を上第4項に入れ込みましたので、改正案では削除しております。

次の第6項では、第3項と同じく、基礎賦課額の減額について述べているものを後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用し読み替える規定となっておりますので、第4項、5項の変更内容に合わせて改正しております。

最後に、附則として、施行期日を公布の日と定め、元の一部改正条例の施行日である令和4年4月1日に今回の改正内容が反映され施行されることとしております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**【岸本委員長】** 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第26号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋健康福祉部長。

**【三橋健康福祉部長】** では、引き続き、付託議案の2つ目、議案第26号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について、原田保険年金課長よりご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

**【岸本委員長】** 原田課長。

**【原田保険年金課長】** それでは、議案第26号 寒川町国民健康保険条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。こちらも、本会議場での部長の説明と重複いたしますが、よろしく願いいたします。

今回の条例の一部改正は、昨年12月24日閣議決定の令和4年度税制改正大綱によるもので、国民健康法施行令の一部を改正する政令が令和4年2月18日に公布されたことに伴い、令和4年度以降の保険料算定時から適用されるものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして、ご説明いたします。

タブレット資料の02-2、参考資料、国民健康保険料の賦課限度額の見直しをご覧ください。

1の改正の概要ですが、国民健康保険料の賦課限度額を見直し、①として国民健康保険料の基礎賦課額に係る限度額を現行の63万円から65万円に引き上げ、②として後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を現行の19万円から20万円に引き上げるものです。これを図で表したものが、2の改正の内容で、右の改正後の図にありますように、賦課限度額を上げることで、中間所得層に配慮した保険料設定が可能となります。3の改正に伴う影響見込みですが、令和3年度の本算定時点の賦課情報及び保険料を基に

計算いたしますと、賦課限度額を超過する世帯の見込み数は、後期高齢者支援金等分で24世帯の減少となっているのみであります。なお、参考までに、4の賦課限度額到達所得として、これもあくまで令和3年度の本算定時点の賦課情報及び保険料率を基に計算した単身世帯の金額ですが、限度額に到達する所得を表で表しております。

それでは、タブレット資料の02-1、議案第26号の寒川町国民健康保険条例の一部改正についての4分の3ページ、新旧対照表のご説明をいたします。

第16条の6、基礎賦課限度額の規定ですが、現行63万円を政令の改正に合わせ65万円とし、第16条の6の12、後期高齢者支援金等賦課限度額の規定の現行19万円を20万円とするものであります。

次に、第20条、保険料の減額の規定ですが、第1項では、その規定の額を現行の63万円から65万円にするものであります。また、同条第3項及び第4項につきましては、後期高齢者支援金等賦課額の減額、及び介護納付金賦課額の減額のそれぞれ読替規定でありまして、先ほどと同様に、現行63万円を65万円に、また19万円を20万円にそれぞれ改めるものであります。

次のページ、附則といたしまして、第1項で施行期日を令和4年4月1日とし、第2項で経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

**【岸本委員長】** それでは、質疑なしと認めます。

この案件を閉じさせていただきます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

**【岸本委員長】** 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第18号 寒川町立学校施設使用条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

大澤教育長。

**【大澤教育長】** 皆さん、おはようございます。少し遅れて申し訳ございませんでした。それでは、よろしくお願いいたします。

まず、議案第18号 寒川町立学校施設使用条例の一部改正についてでございますが、学校施設の開放事業において、事業目的の明確化のための文言整理と使用料区分の明確化のため別表の改正をするものでございますが、学校施設の開放事業につきましては、インターネットを活用した予約システムの導入や、貸出し時間区分の変更なども行う予定でございます。規則要綱にて定められているものもございまして、学校施設開放事業の改正の全体をお示しする上で必要でございますので、併せてご説明させていただきます。説明は、教育施設給食課、水越課長より、質疑につきましては出席職員で対応いたします。

**【岸本委員長】** 水越課長。

**【水越教育施設給食課長】** それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料は3の1、議案第18号 寒川町立学校施設使用条例の一部改正についてをご覧ください。

まず、1ページ目ですけれども、こちらは本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、ここでは4ページ以降の新旧対照表、こちらで説明いたします。

4ページです。まず、第1条でございますけれども、こちらについては、今回の見直し改正に合わせて条例改正をする上で、これまでこの条例の根拠であったり目的、そういった趣旨の部分が詳しく書かれてなかったもので、併せて盛り込んだものでございます。

続きまして、第4条でございます。こちらは、在学、在住在勤に加えて在学を加えるために改正したものでございます。

続きまして、別表でございます。こちらは、今回、この後ご説明いたしますけれども、中学生以下の団体の減免、その申請をスマートにするために、新たに中学生以下の団体の利用区分を追加いたしまして、それに対応する料金を定めたものでございまして、こちらについては、今まで減免で取り扱っていたものを、減免後の料金、減免した料金をここに記載することによって、あえて減免申請をせずとも、これまでどおりの利用料金、無料なら無料、半額なら半額ということが、そのまま適用できる形にいたしました。これによって、カウンターに申請にいらしていただくということがなくなる利便性を図りました。

続きまして、5ページをご覧ください。次のページです。

表の備考欄でございますけれども、まず、第1号については、こちらは第2号以降が加わったための項番を振っただけでございます。

第2号でございますけれども、こちらは中学生以下の団体、こちらを新たに表に加えたために、この団体の定義でございます半数以上が町内在住、それから主たる活動が中学生以下、それから営利を目的としたものでないものということを加えております。

最後に、附則でございます。こちらは、この後ご審議いただいた後に可決した後に交付をして、それから運用開始を4月1日とするための経過措置等を記したものでございます。

条例については、学校施設使用条例の改正点は以上でございます。本日、条例改正と併せて学校施設のいわゆる一般開放について、もろもろ見直しを行っております。一体で利用者の利便性の向上を図って、より使いやすい施設とするために、規則要綱も改めておりますので、併せてこの後説明させていただきます。

資料については、今度は3の2番、参考資料としまして、寒川町立学校施設使用条例等の一部改正案の内容についてというところをご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらについては、参考資料1ページですけれども、町立学校施設使用条例等の一部改正案の内容についてということで、こちらの条例等の見直しについては、これまでパブリックコメントに先立っての説明、それからパブリックコメントのご報告をしたところでございまして、この見直しの内容については、説明以降特段の変更はしておりませんので、詳しい説明はここでは省かせていただきます。

改めて申し上げますと、大きな3つのポイントとしましては、1番の利用予約の方法を見直すということで、インターネットを活用した予約システムによる予約受付の開始、それからキャンセル、使用料の還付振替、そういった取扱いを整理いたします。2つ目としまして、利用可能な時間帯を見直します

ということで、一部の時間帯の見直しをご要望に合わせた形に見直しをしていきます。3点目として、より分かりやすい制度ということで、減免制度や利用上のルールの整理を行いました。

こちらを、ただいま説明した条例と、次に説明いたします規則要綱で変更点を定めております。

まずは、規則については、新旧対照表15ページ、ご覧ください。

15ページは、規則の新旧対照表でございます。変更点が多いので、見直しのポイントに関する部分について、ポイントに関する部分について絞って説明いたします。文言ですとか条ずれ、そういったものについては省略させていただきます。

それでは、第4条の第2項をご覧ください。こちらは、取消し変更の手続、それから様式について整理がされてなかったものをここで改めて定義したものでございます。

続きまして、第3項、こちらはキャンセルの手続と期間の定めを追加したものでございます。

4項、こちらについては、やむを得ない事情で予約日に使えなかった場合に振替ができるように追加した規定でございます。

第5項、こちらについては、委員会側が取消しをした際の免責規定、こちらを追加したものでございます。

続きまして、第5条、こちらについては、使用料の納付期限、それから納付期限の日数、そういったものを定めたものでございます。

次のページをご覧ください。16ページです。

こちらは、一部削除したところがございます、こちらの元の第5条の第2項でございますけれども、料金区分を設けたことによりまして、減免の規定を簡略化したものでございます。

続きまして、第7条を追加しまして、使用料の還付の条件を明記しております。

続きまして、第8条でございます。こちらは、第8条の第2項で18歳以上の代表者ということで、代表者が責任者として責任を持つことをここで策定しております。併せて、成人年齢の変更に合わせて18歳ということで明記しております。

次のページ、17ページをご覧ください。

別表です。別表は、先ほどの利用時間の区分、要望に応じて変えたところを反映しております。

続きまして、18ページを飛びまして、19ページでございます。

附則については、先ほどの条例と同じく、4月1日からの運用に合わせた経過措置を記しております。

続きまして、要綱の改正でございます。新旧対照表、27ページをご覧ください。

こちらは、寒川町公共施設利用予約システムによる学校施設利用の手続等に関する要綱でございます。こちらの新旧対照表、まず1つ飛ばして3条でございます。利用者の範囲ということで、利用登録の変更、有効期間の変更ということで、こちらは子どもの中学生以下の団体と大人の団体の区別をつけましたので、それぞれ期限を分けました。中学生以下の団体は1年ごとに切り替えるということで定めたものでございます。

続きまして、第4条及び次ページの第5条でございます。こちらは、抽せん制度の導入に係る変更でございます。併せて、ルール違反をした団体について利用制限もかける場合があるということを追加したものでございます。

次のページ、28ページをご覧ください。

第6条としまして、随時予約の方法を抽せんを導入に合わせて整理したものでございます。

続きまして、第7条でございます。こちらは、システムでの申請、電子申請を可能として来庁を極力不要とできるようにした規定でございます。

続きまして、第8条です。こちらは、キャンセル期間の変更を定めたものでございます。

続きまして、別表についてでございますけれども、こちらは、別表は28ページから29ページ、30ページにまたがっておりますけれども、大きな変更点としましては、中学生以下の団体の区分を設けました。これまでは一体だったものを区分を設けまして、先ほどの登録の有効期間の区分についてもこちらに記してございます。

30ページをご覧ください。

備考欄でございます。備考については、中学生以下の団体の定義と要件を定めたものでございます。

説明は以上となります。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。質疑はございますでしょうか。

山田委員。

**【山田委員】** 条例改正のほうの理解できたんですけど、今説明ありましたこの要綱とかそういうところで、一応今回のインターネットを使った予約システムということなんですけど、これに関しては、今コロナ禍の下、人とのソーシャルディスタンス、人が接触しないようにということなんですけど、ただ、問題は、インターネット設備がない人がもし予約する場合というのは、もし窓口、どこかの、教育委員会とか、たしか多分県のシステムなんかを使うということでしたけど、体育館に関してはたしか体育館の受付のところにパソコンが置いてあってあると思うんですけど、そういうものを活用すると、役場内にもそういうシステム、予約ができるものが設置されるのかどうかという確認を取りたいと思います。

**【岸本委員長】** 水越課長。

**【水越教育施設給食課長】** こちらについては、インターネット等使えない方への配慮はということでございますけども、まず、ハードウェアを特に新たに設置するという考えはございません。ただ、カウンターに来ていただければ、職員の端末を使って、お伺いしながら入力等はできます。

また、団体ということで登録いただいている、これ、条例等の見直しは今回なんですけれども、コロナで暫定的に、そういったインターネットと実際の手続のちょっとハイブリッド的なところをやっております、当初はやはりスマートフォンでなくて携帯なので、ガラケーなのでちょっとできないんですけどという方もいらっしゃいましたけども、少なからず団体の中でご対応がいただいている、要は、できる方に頼んでもらっているといった対応で、これまで、皆さん、ご利用できていたところもありますので、そういった団体内でのご協力もいただきながら、やむを得ない部分については、町のカウンターでフォローできると考えております。

以上です。

**【岸本委員長】** よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 2点なのかな。

まず1点が、今回利用できるものところに、町内に在学しているものが追加されたというところで、ここについては、今まで在学している方の団体が、例えば使えなかったとか、そういった要望があったりとか、そういった背景があるのかどうかというところをお答えいただきたいのが1点と、もう1点が、この中学生以下について新たに区分をつくったというところなんです、その中で半数以上が在住在学要件が入っておりますけれども、これについては、仮に、仮にというか、今まで中学生以下の団体で、町内在住だったり在勤の人が半数以下だったりとか、そこら辺の、そういった状況とかあったのかどうか。今回、これによって明確になったとは思いますが、中学生以下の在住在学の状況というか、ちょっと今までの状況を教えていただけたらと思います。

【岸本委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 まず、1点目の在学を加えた理由ですけども、まれなケースではございましたけども、寒川高校の学生さんが、町外の子たちだけしかいなかったところの申込みがありました。そこについては、一旦お断りしたんですけども、結果的には町内在住の寒高生も仲間に入れて、改めて申請しに来てもらったんで、登録はできていますけども、こういうことで、寒川の中で暮らしている、暮らしとというか、生活というか、している方々、広くお使いできるようにということで、たったそれだけのところでお断りすることはないと感じたので、在学も要件に入れていきます。

それから、中学生の半数という部分、こちらについても、これまで要件を満たさない申請が、まれですけども、ありました。そこについても、こういった要件を設けることで明確化にして、きちんと、ただ、当然これを守ってもらわなければいけませんので、そこはしっかりと確認していきたいと思っています。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 要綱の中の別表のところなんですけども、利用者登録の有効期間の限度というのが、一般の団体が3年、全てだと思いますけど、中学生以下の団体は1年間というところで分けているのはなぜかというところなんです。自分が思うには、中学生以下でも、活動している人たちは1学年だけでやっているわけではないんで、例えば、ミニバスであれば4年生、5年生、6年生でやっていたりというところがあるんで、そこら辺、3年と1年に分けた理由というのは何でしょうか。

【岸本委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 こちらについては、当然中学生以下ということで、毎年、いわゆる中学3年生が卒業してしまうと中学生でなくなるというところで、構成するメンバーの入れ替わりが頻繁であるというところなので、そこはしっかりとチェックしようということで、1年ごとというふうな設定をいたしました。

以上です。

【岸本委員長】 山上委員。

【山上委員】 自分が知っている限りでは、人で登録ではなくて、チームとか、そういった活動団体

で登録をしているというのがほぼだと思えます。そういった中で、要は中学卒業したらというところの考え方というのは、チームとか活動団体というのは継続しているわけで、そこら辺で、1年ごとだと、すごく手間という言い方が正しいかどうか分からないんですけど、雑多な仕事量になってしまうのかなというところ。そうなってくると、ここで、一般の団体が3年間というところも、一般の団体もやっぱり入れ替わりがあると思いますので、そこら辺どうなのかなと思ひまして。

【岸本委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 今、山上委員おっしゃったところも1つ理解したいなという部分ではございます。とは言いながらも、一旦取りあえず、これで、今回、4月1日からやらしていただいて、今の部分もこれから、まだまだほかにも利便性向上していきたい部分、まだあと我々が聞き及んでない部分、聞き取れてない部分がまだまだあるかと思ひますので、今後の見直しの際にそういったところも十分検討させていただきたいと思ひます。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。このままでよければ、このまま進めちゃってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、このまま続けさせていただきます。

これより討論に入ります。

議案第19号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 寒川町立学校施設使用条例の一部改正について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって、文教福祉常任会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午前9時41分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年6月2日

委員長 岸 本 優